

都市ガス小売自由化の課題と展望

2017年1月25日(水)

兵庫県立大学経済学部

草 薙 真 一

内容

- 総論：これまでの経緯と今後の見込み
- 各論：総合資源エネルギー調査会ガスシステム改革小委員会における論点の紹介
- 結語

総論

ガス小売自由化の変遷



※ご家庭だけでなく、年間使用量が10万m³未満の産業用、業務用のお客さまも今回新たに自由化対象となります。

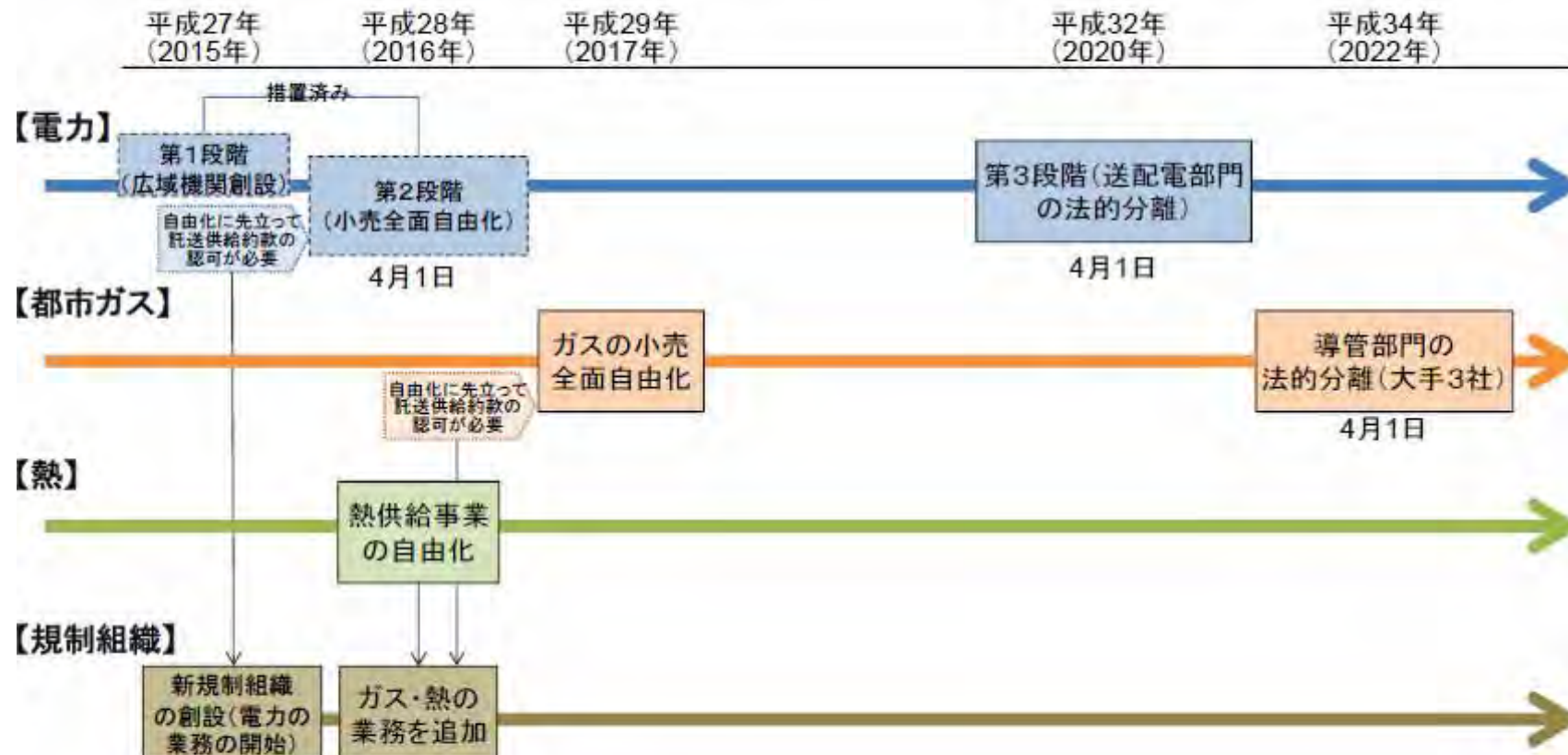
平成29年4月～
家庭用お客さま、事務所など



法改正の概要を振り返る (電気事業法・ガス事業法・経済産業省設置法)

改正概要	実現時期	法案成立時期
広域的運営推進機関の設立 (OCCTO)	平成27年4月1日	平成25年11月13日 (電気事業法)
電力小売全面自由化	平成28年4月1日	平成26年6月11日 (電気事業法)
ガス小売全面自由化	平成29年4月1日	平成27年6月17日 (ガス事業法)
国家行政組織法 8 条機関	電力取引監視等委員会 (平成27年9月1日～平成28年3月31日)	平成27年6月17日 (経済産業省設置法)
	電力・ガス取引監視等委員会 (平成28年4月1日～)	
送電部門の中立性の一層の確保 (法的分離)	平成32年4月1日	平成27年6月17日 (電気事業法)
ガス導管部門の中立性の一層の確保 (法的分離)	平成34年4月1日	平成27年6月17日 (ガス事業法)

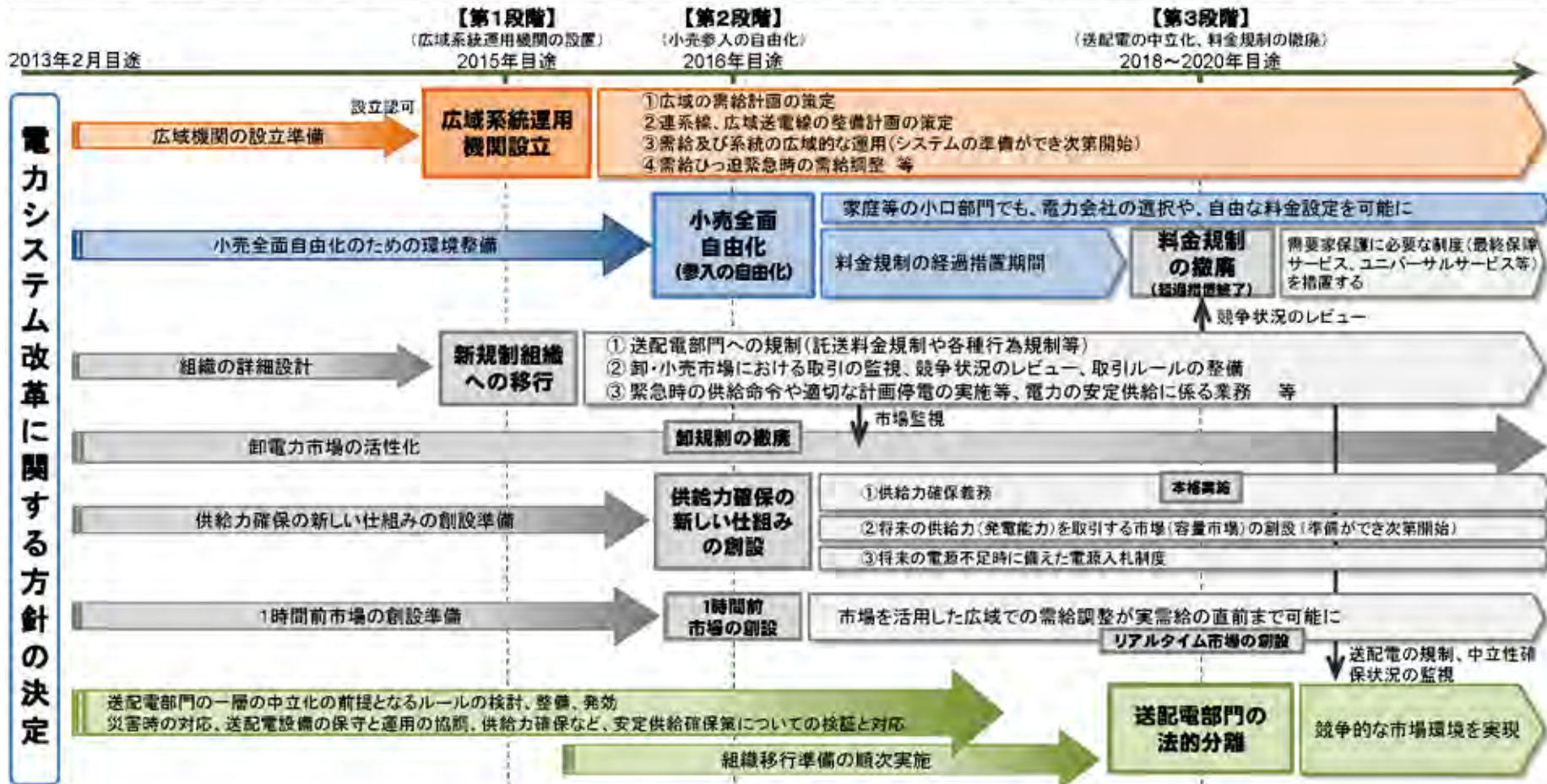
法施行期日の全体像



出典:経済産業省

いわゆる「電力システム改革工程表」

1. 電力システム改革は、大きな事業体制の変革を伴うものであり、十分な準備を行った上で慎重に改革を進めるため、実施を3段階に分け、各段階で検証を行いながら実行する。
 2. 広域系統運用機関の設立や、小売参入の全面自由化など、早期の実施が必要な改革については、可能な部分から速やかに実行に移す。
 3. 送配電部門の法的分離には、分離に向けた準備や給電指令システムの対応等、万全の備えが欠かせない。また、料金規制の撤廃には競争の進展が前提となる。そのため、相当の期間を置き、事業環境等も踏まえた上で実施を行う。
- (注1) 送配電部門の法的分離の実施に当たっては、電力の安定供給に必要な資金調達に支障を来さないようにする。
 (注2) 第3段階において料金規制の撤廃は、送配電部門の法的分離の実施と同時に、又は、実施の後に行う。
 (注3) 料金規制の撤廃については、小売全面自由化の制度改革を決定する段階での電力市場、事業環境、競争の状態等も踏まえ、実施時期の見直しもあり得る。



出典:経済産業省

ガスシステム改革

【第1回-第21回】

- 2013年11月に発足したガスシステム改革小委員会(総合資源エネルギー調査会基本政策分科会傘下:山内弘隆委員長)が、2015年1月に報告書を取りまとめ

2015(平成27)・6・17・ガス事業法整備完了
(国会)

【第22回-第33回(最終回)】

- 2015年8月から、ガスシステム改革小委員会委員を組み替えて、新法の下での詳細制度設計に着手。最終回は2016年6月。最終回を迎えて特段の報告書は作成せず、審議の結果を受けて、ガスの適正取引ガイドラインや小売営業ガイドラインは、電力・ガス取引監視等委員会で整備することとなった。

電力の小売営業に関する指針(ガイドライン)

平成28年1月制定
平成28年7月改訂

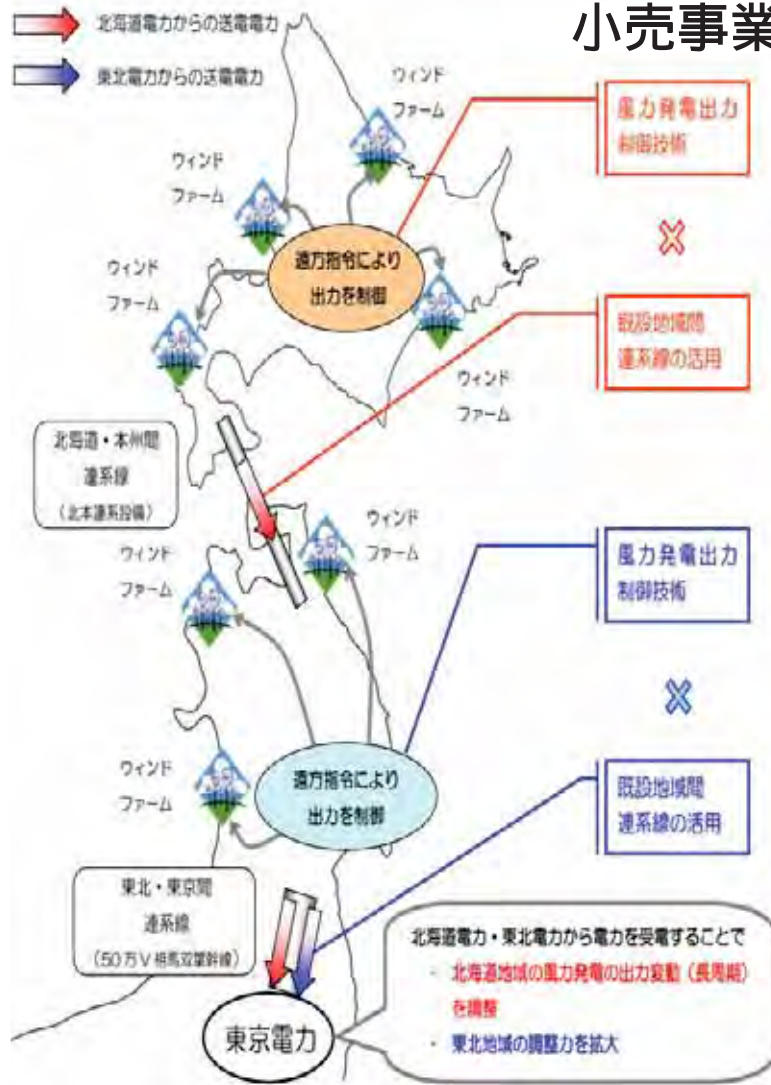
<http://www.emsc.meti.go.jp/info/guideline/pdf/20160722.pdf>

これまで小売営業ガイドラインが存在しなかった都市ガスの分野であったが、電力・ガス取引監視等委員会によって、今後速やかに整備される。なお、ガスの適正取引ガイドラインの方は電力と同様に存在しているが、ガスシステム改革の結果、これも電力・ガス取引監視等委員会によって、現在大きく改訂されようとしている。

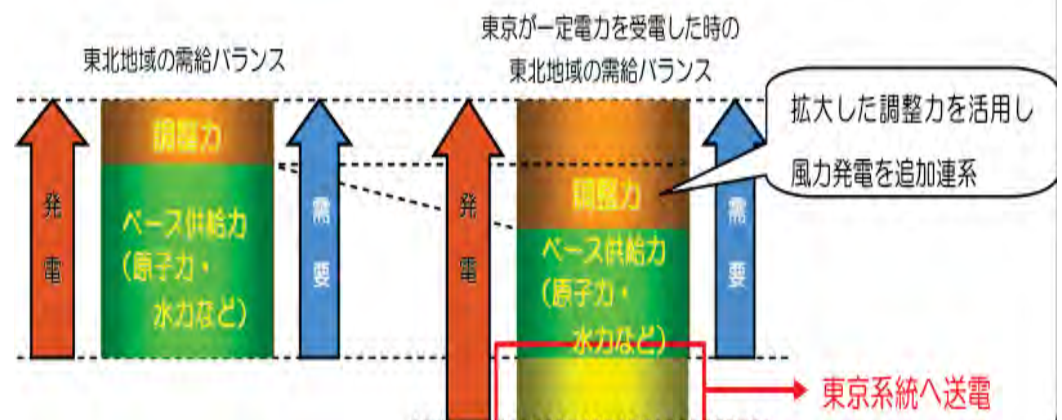
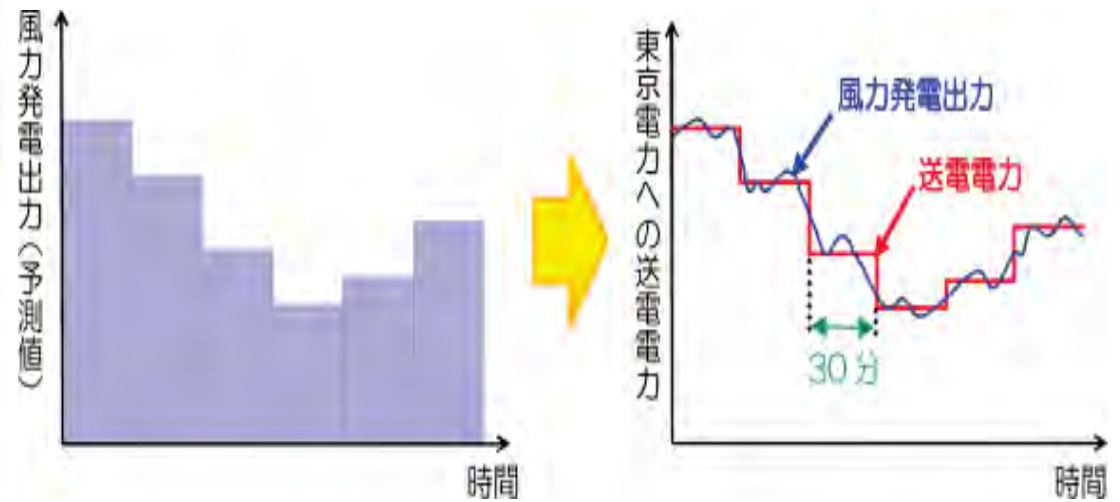
出典:経済産業省

広域的運営推進機関

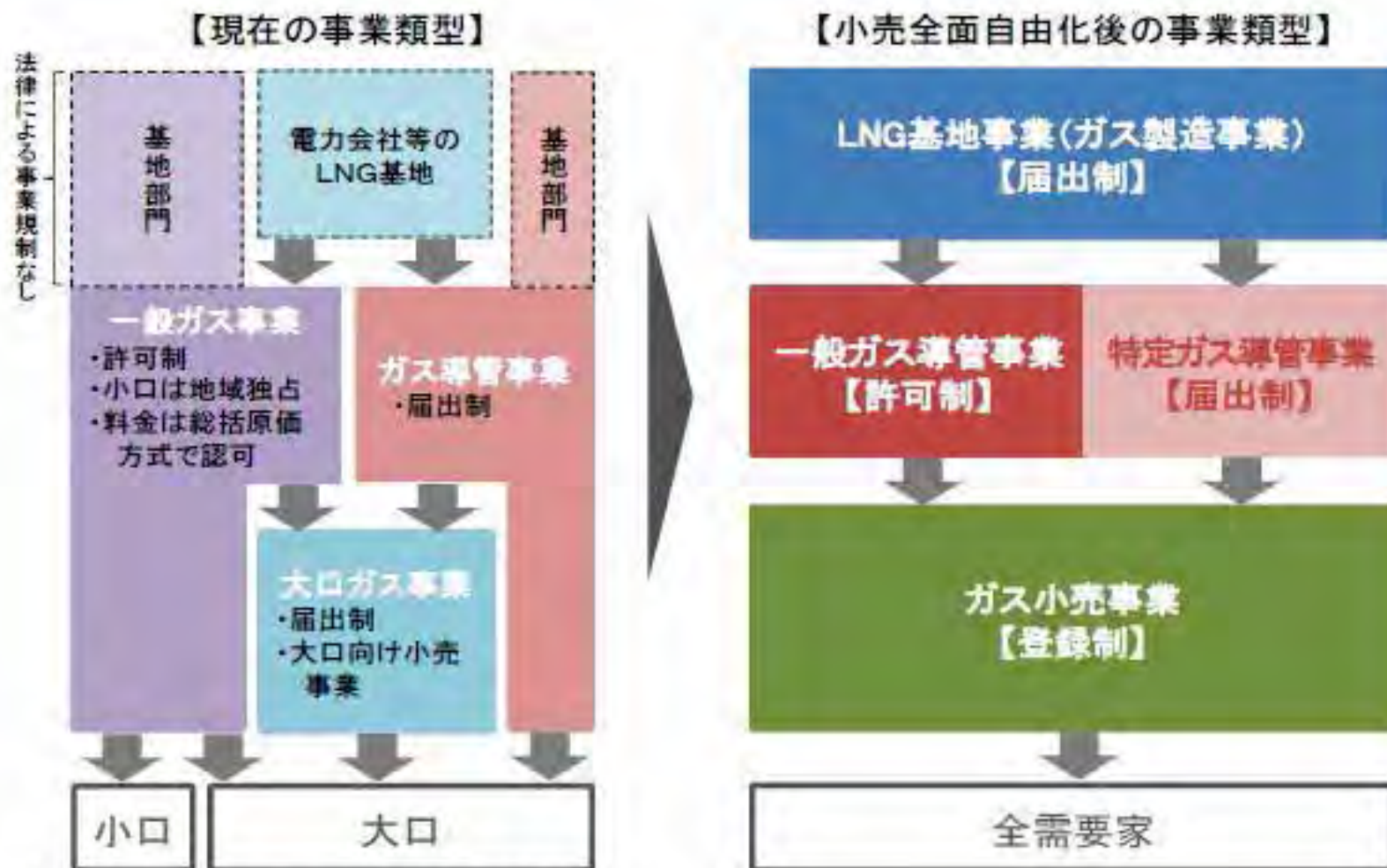
小売事業者のスイッチングにも有益な組織である。



出典:東京電力

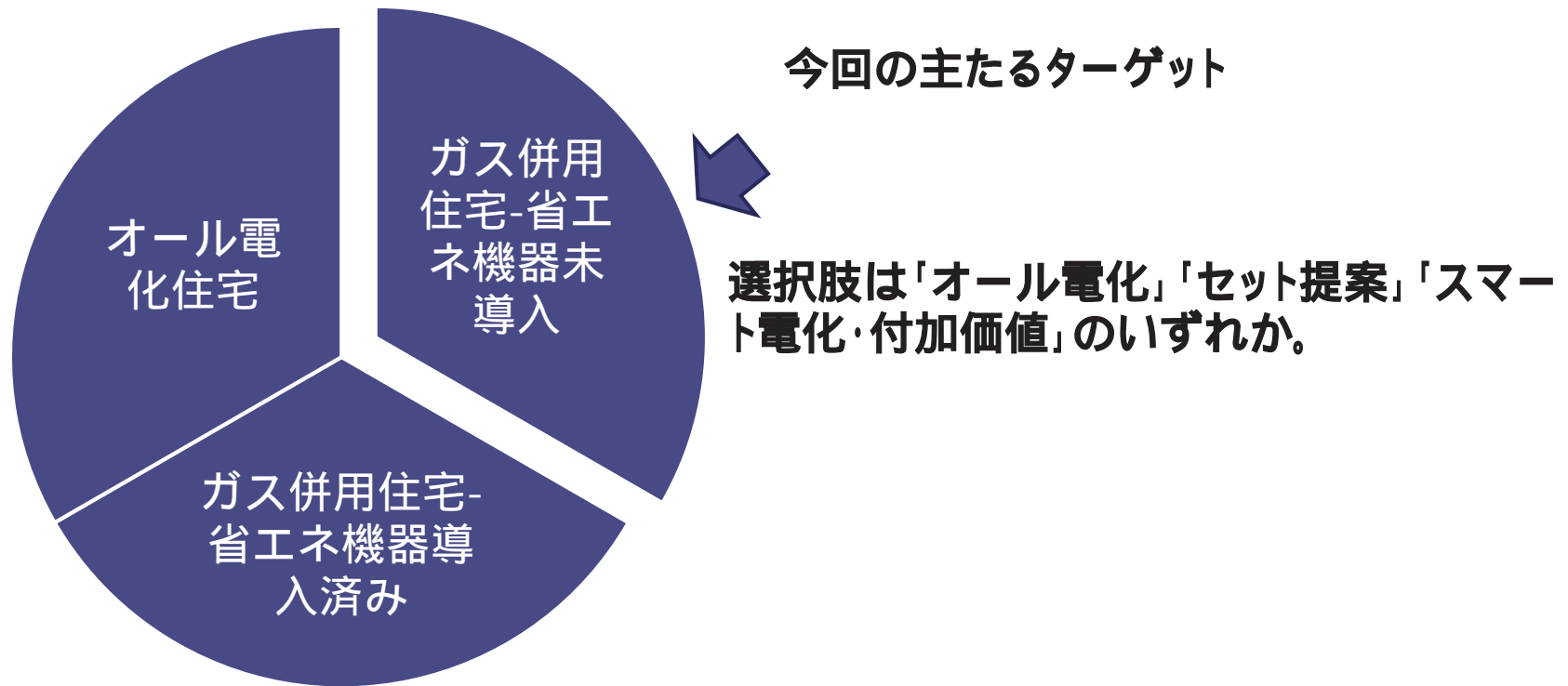


＜参考＞小売全面自由化後の事業類型について



※現行のガス事業法においては、上記の事業類型のほか、簡易ガス事業も存在。

ガス小売全面自由化における電力会社のマーケティング・ターゲット



(注意) 世帯比率を表現しているものではない。

出典: 関西電力

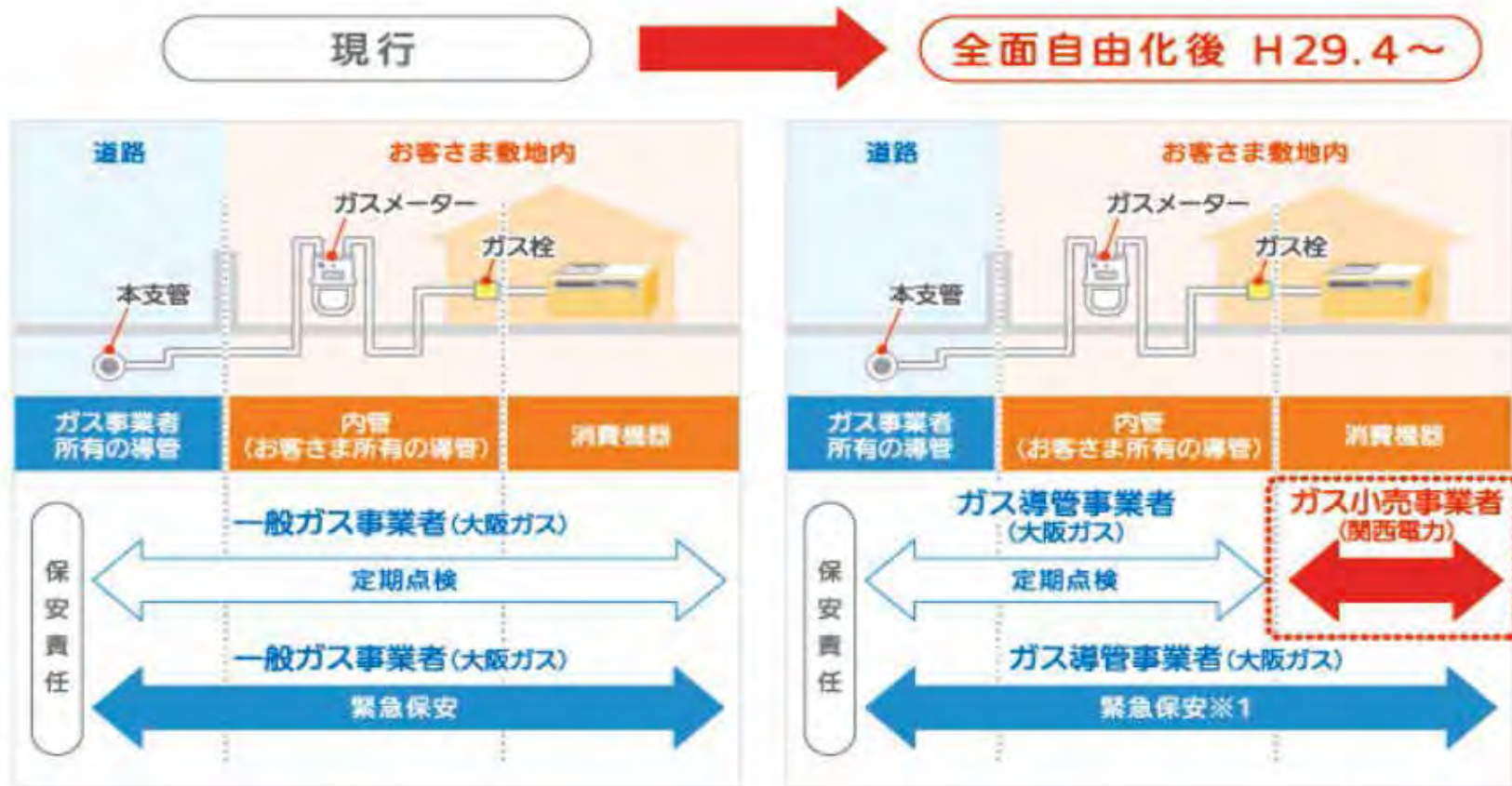
電力会社がガス小売り全面自由化に際して保安でとる対応例 13

項目	主旨	主な内容	コールセンターの業務	
消費機器調査 [法定・自主]	ガス栓以降の接続具と消費機器の調査	開栓時および1回/4年の現地調査 (顧客により1回/2年) 開栓時はOG委託 定期は、LP等に委託	・調査日程の調整は委託先で行うものの、誤ってコールセンターにかかってきた場合に対応（開栓時は別途調整） ・苦情、問合せ	
危険発生防止周知 [法定]	ガスの使用にあたっての危険発生防止に関する周知（一般周知・個別周知）	1回/2年の周知 (顧客により1回/1年) 従来ポスティング・郵送 E-mail、Web活用へ (現地調査時には手交)	・送付物やメール等に対する苦情、問合せ	
緊急対応	ガス漏れ等の緊急対応	緊急対応は導管事業者が一元的に実施するも、顧客窓口として、導管事業者・官公庁他と対応する	・OG緊急保安受付窓口等の周知 ・機器等に関する情報をOGへ通知 ・マイコンメータ作動時の復帰方法等の措置 ・問合せ・苦情窓口 ・消防、警察等の機関との連携	・お客さまからかかる緊急電話についてはOGへ転送
	大規模災害	大規模災害時には、指揮命令系統を一元化するため、OGの対策本部に参画	・OG対策本部への参画 [震度5強以上およびOG要請時] (開閉栓、電話対応) ・広報活動、需要家への注意喚起	マイコンメータの復帰操作指示 その他復旧状況他、電話対応
その他	消費機器の不具合（リコール他）に関する緊急対応	安全に関する機器不具合時の緊急的な（リコール）通知等	都度対応	

関西電力の場合。OGとは大阪ガスの意。保安業務は人命も含めた安全に係る業務であり、小売事業者として確実かつ迅速な対応が求められる。（人命に直結する虞のあるガス事故の約5～7割が、消費段階で発生）

出典：関西電力

関西電力による緊急保安の説明



出典:関西電力

※ガス漏れ等の緊急時には、従来と同じく、大阪ガスが対応を行い、当社は連携・協力を行います

開栓実務のイメージ

A：一般ガス導管事業者とガス小売事業者が共に需要場所に行くケース



B：まず一般ガス導管事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、ガス小売事業者が需要場所に行くケース



C：まずガス小売事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、一般ガス導管事業者が需要場所に行くケース



(注) この場合、ガス小売事業者が、一般ガス導管事業者による内管漏えい検査終了前に、ガス種の適応性確認等の消費機器調査等を行うこととなるが、漏えい検査前の内管にガスを流すこととなるため、こうした順序で作業がなされることは保安上適当ではない（詳細は保安対策WGにおいて整理。）。

D：一般ガス導管事業者とガス小売事業者から委託を受けた者が需要場所に行くケース

両者から委託を受けた者

- 内管漏えい検査のための開栓を行い、内管漏えい検査終了後、続けて消費機器調査等を実施。

(注) 例えば、一般ガス導管事業者がガス小売事業者から委託を受けた場合には、この類型に整理されることとなる。

出典：経済産業省

・法定業務をベースに、過去の事故事例等を踏まえ、調査対象、調査項目ともに業界自主・事業者自主項目を追加している。

		←調査対象→		
		法定※		自主(例)
↑調査項目↓	法定※	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>不完全燃焼防止装置のない</u>ガス湯沸器 ■ <u>不完全燃焼防止装置のない</u>ガスふろがま ■ これらに付属する排気筒・排気扇 <p>※ 密閉式であって特監法表示があるものは除外 給排気設備が技術基準に適合しているかを調査</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ガスキマ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>穴アキ・外れ</p> </div> </div>	<p>回収対象機器の有無確認 (特定のFE給湯器)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>不完全燃焼防止装置のある</u>密閉式機器、小型湯沸器の消費機器調査 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>BF式ふろがま FF式給湯器 小型湯沸器</p>
	自主(例)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不燃防なし小型湯沸器のCO測定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 非安全型機器の取替促進 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>不燃防なし小型湯沸器 不燃防なし浴室CFふろ釜</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続具の確認  <p>※特定地下街・室等の場合は法定業務</p>

※「法定」には通達や行政指導、国からの要請を含む

登録ガス小売事業者一覧

出典:経済産業省

平成28年12月28日現在 計9事業者

登録番号	氏名又は名称	住所	代表者氏名	担当部署	電話番号	問合せ先	供給予定地域	一般家庭への販売	登録年月日	事業開始の予定年月日
経済産業省本省										
A0001	関西電力株式会社 (法人番号 3120001059632)	大阪府大阪市北区中之島3-6-16	取締役社長 岩根 茂樹	お客さま本部	0800-777-5800	HP	近畿	予定あり	平成28年 9月27日	平成29年 4月1日
A0002	東京電力エナジーパートナー株式会社 (法人番号 8010001166930)	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	代表取締役社長 小早川 智明	-	-	HP	関東	予定あり	平成28年 10月19日	平成29年 4月1日
A0003	中部電力株式会社 (法人番号 3180001017428)	愛知県名古屋市東区東新町1番地	代表取締役社長 社長執行役員 勝野 哲	販売カンパニー エネルギー事業部	-	HP	中部	予定あり	平成28年 11月24日	平成29年 4月1日
A0004	九州電力株式会社 (法人番号 4290001007004)	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	代表取締役社長 瓜生 道明	営業本部	-	HP	九州	予定あり	平成28年 12月13日	平成29年 4月1日
A0005	国際石油開発帝石株式会社 (法人番号 7010401078520)	東京都港区赤坂5-3-1	代表取締役社長 北村 俊昭	天然ガス 営業ユニット	03-5572-0281	HP	関東、北陸	予定なし	平成28年 12月28日	平成29年 4月1日
東北経済産業局										
C0001	東北天然ガス株式会社 (法人番号 6370001011409)	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目1番11号	取締役社長 岩見 将史	-	-	HP	東北	予定なし	平成28年 11月24日	平成29年 4月1日
関東経済産業局										
D0001	日本ファシリティ・ソリューション株式会社 (法人番号 9011101030975)	東京都品川区大崎一丁目6番4号	代表取締役社長 岡 英樹	企画室	03-6371-2500	HP	関東	予定なし	平成28年 11月21日	平成29年 4月1日
九州経済産業局										
K0001	熊本みらいエル・エヌ・ジー株式会社 (法人番号 6330001017211)	熊本県八代市松江町376番地	代表取締役 新北 輝秋	工務課	0965-45-9992	HP	九州	予定なし	平成28年 12月6日	平成29年 4月1日
K0002	筑後ガス圧送株式会社 (法人番号 8290001059157)	福岡県久留米市津福本町2300番地9	代表取締役社長 難波 正弘	業務グループ	0942-33-8422	HP	九州	予定なし	平成28年 12月13日	平成29年 4月1日

電力・ガス取引監視等委員会の組織概要と役割

- 電力・ガス取引監視等委員会は、電力・ガス・熱供給の自由化に当たり、市場の監視機能等を強化し、市場における健全な競争を促すために設立された、経済産業大臣直属の組織である。本委員会の委員長及び委員4名は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣により任命される。
- 委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととされている。本委員会には、総務課、取引監視課及びネットワーク事業監視課の3課からなる専属の事務局が置かれているほか、各地方の経済産業局等においても取引監視室が設置されている。
- 委員会は、法律に基づき、事業者に対する報告徴収や立入検査、業務改善勧告、あっせん・仲裁など委員会単独で行う権限と、託送料金の認可や小売事業者の登録等に際して審査を行い、経済産業大臣に対し意見を述べたり、取引ルールについて経済産業大臣に建議する権限を行使して、電力・ガス・熱の適正取引の監視や、電力・ガスのネットワーク部門の中立性確保のための行為規制等を実施する。